

「しがぎん特定口座および特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する規定」新旧対照表

改正後	現行
<p>第1条（規定の趣旨） 2 この規定において「上場株式等」とは、法第37条の11第2項に規定する上場株式等のうち非上場の公募投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）および国債ならびに地方債（以下「公共債」といいます。）をいい、「上場株式等の配当等」とは、法第8条の4第1項に定める上場株式等の配当等のうち投資信託の収益分配金および公共債の利子を含みます。</p>	<p>追加</p>
<p>第2条（特定口座開設届出書等の申込方法） 5 お客さまが当行に対して、次条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出することにより、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領している場合には、前項に規定するその年の最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客さまは、その年における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出をすることはできません。</p>	<p>第2条（特定口座開設届出書等の申込方法） 5. 申込者が当行に対して、次条第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出することにより、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領している場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、申込者は、その年における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出をすることはできません。</p>
<p>第6条（特定口座を通じた取引） 2 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定」に基づく非課税口座を開設しているお客さまは、投資信託の取引については当該非課税口座に設けられる特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を通じて行うか、特定保管勘定を通じて行うかを選択するものとします。なお、お客さまの買付額が特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定の年間投資枠を超える場合、年間投資枠の上限額に達するまでは特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定、年間上限額を超える部分は特定口座（特定口座が開設されていない場合は一般口座）での買付となります。</p>	<p>第6条（特定口座を通じた取引） 2. 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する規定」に基づく非課税口座を開設している申込者については、上場株式等（非上場の公募株式投資信託に限りません。）の取引を当該非課税口座に設けられる非課税管理勘定を通じて行うか、特定保管勘定を通じて行うかを選択するものとします。なお申込者の買付額が非課税口座の年間上限額を超える場合、年間上限額に達するまでは非課税口座、年間上限額を超える部分は特定口座（特定口座が無い場合は一般口座）での買付となります。</p>
<p>第20条（規定の変更） この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。</p>	<p>第20条（規定の変更） 1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</p>